

大規模小売店舗立地法

メガステージ二本松 A・Bエリアの届出について

- 1 届出の概要
- 2 届出審査スケジュール
- 3 (参考) 福島県商業まちづくりの推進に関する条例
- 4 二本松市の意見及び住民の意見
- 5 商業まちづくり課および関係機関の審査結果
- 6 当該届出に係る主な論点
- 7 事務局案について

- | | |
|----------|----------------------|
| 資料 3 - 1 | 二本松市の意見 |
| 資料 3 - 2 | 市意見に対する設置者からの回答 |
| 資料 3 - 3 | 商業まちづくり課および関係機関の審査結果 |

1 届出の概要

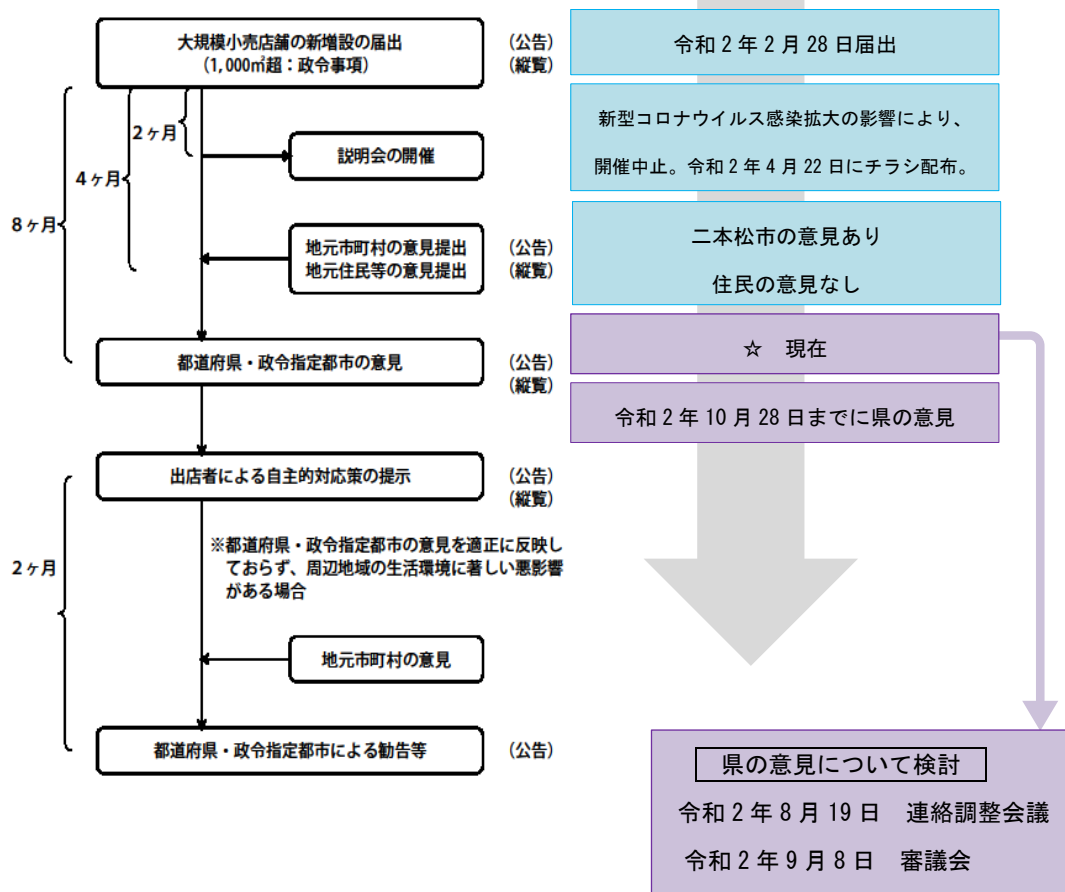
メガステージ二本松は、新設される市道を挟んだ西側をAエリア、東側をBエリアとしており、令和2年12月に開業を予定している。

A・Bエリア合計の小売店舗面積は9,093㎡、駐車場収容台数524台。スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア等の小売業以外にも飲食、サービス等の併設施設として1,266㎡を計画している。

(「事業者が配慮すべき事項と対応内容」は別添資料のとおり)

2 届出審査スケジュール

大規模小売店舗立地法の基本的な手続の流れ



3 (参考) 福島県商業まちづくりの推進に関する条例

- 平成31年3月22日届出
- 特定小売商業施設(店舗面積8,000㎡以上)の立地を誘導する地域として令和元年9月13日、県の意見がない旨を通知。

審議会からの要望事項

県に対する要望

- 交通渋滞対策等について、大規模小売店舗立地法に基づき適切に対応すること。

二本松市に対する要望

- 特定小売商業施設と商店街等との共存共栄の観点から、商店街等の振興に向けた施策を積極的に実施するなど、引き続き商業まちづくりの推進に取り組むこと。

株式会社アクティブワンに対する要望

- (1) 造成・建築工事の実施にあたっては、周辺環境の保全に十分に留意すること。
- (2) 地域との共存共栄の観点から、特に以下の点を踏まえ、地域貢献活動に積極的に取り組むこと。
 - 災害時に避難場所としての施設の開放や物資の提供を行うなど、地域防災に関する取組に努めること。
 - 来店客の自家用車以外でのアクセスが円滑になるよう、福島交通二本松営業所に発着する路線バスとの連携に努めること。
 - 二本松市のまちづくりや地域づくりに積極的に参画し、長期にわたり地域に根ざした店舗の運営に努めること。

4 二本松市の意見及び住民の意見

- (1) 二本松市の意見
 - ・「資料3-1 二本松市の意見」参照
 - ・「資料3-2 市意見に対する設置者からの回答」参照
- (2) 住民の意見
 - ・なし

5 関係機関の審査結果

- ・「資料 3 - 3 関係機関の審査結果」参照
⇒意見なし

6 当該届出に係る主な論点

市の意見に対する設置者の回答

(1) 交通に係る事項

- ①道路の渋滞、交通事故の未然防止対策
⇒警察と事前協議済み。誘導看板等の設置、交通整理員配置し対応。
- ②開発道路の適正設置
⇒関係各課と協議し適正設置する。

(2) 防犯対策に係る事項

- ①営業時間外の出入口封鎖
⇒営業終了後はチェーン封鎖実施する。
- ②駐車場を撮影する防犯カメラ設置
⇒設置する。
- ③防犯カメラ作動中の看板設置、制服警備員の配置
⇒設置および配置する。
- ④駐車場内に減速帯設置
⇒減速帯は車両破損等苦情の原因となるため、路面に徐行表示する。
- ⑤拡幅道路の街路灯について
⇒設置する。

(3) 騒音の発生に係る事項

- ①騒音等の各種法令に該当する工事および設置に対する届出
⇒適正な手続きを行う。
- ②近隣住民からの公害苦情申し立て対応
⇒十分な協議のうえ適正な対策を講じる。

(4) 廃棄物の発生に係る事項

- ①廃棄物の適正処理、減量化・資源化への取組み
⇒適正な処理を行う。

二本松市と設置者との協議実施概要

- (1) 協議開催日時
令和2年7月22日(水) 午後2時30分～ 二本松市役所にて
- (2) 出席者
設置者：(株)アクティブワン3名、(有)商業施設マネジメント1名
二本松市：生活環境課4名、土木課1名、商工課2名
- (3) 協議内容
市意見に対する回答
- (4) 協議結果
設置者側から市意見に対する回答内容を説明し、二本松市が応諾した。

7 事務局案について

- ・商業まちづくり課および関係機関の審査においては、各種対策や予測結果において基準や指針値等を満たす内容となっており、意見なしとしている。
 - ・二本松市からの意見について、設置者側からは全て対処するとの回答を得た。
 - ・二本松市と設置者との協議において、市は回答内容について応諾している。
 - ・計画通りとなれば諸問題発生懸念は無いと想定されるが、オープン後に各種予測結果と現状との乖離が大きくなれば、交通混雑および騒音等が発生する懸念あり。
- ⇒ 上記理由により、事務局案を以下のとおりとしたい。

【案】

県の意見なし、個別的要望事項および一般的要望事項あり

個別的要望事項(案)

資料4のとおり

一般的要望事項(案)

資料4のとおり